



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	1
規則	神戸SDGs貢献基金条例施行規則	企画調整局産学連携推進課	3
告示	令和5年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	4
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件(令和3年2月告示第801及び令和3年4月告示第19号)の一部改正	行財政局業務改革課	37
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 井吹台西町111号線、井吹台西町112号線、井吹台緑道1号線)	建設局道路管理課	39
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 西下木津線)	建設局道路管理課	40
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 長野線)	建設局道路管理課	41
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	42
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	43
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	44
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	45
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	47
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	48
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	52
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	53
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	55
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	57
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	58
告示	指定管理者の指定(神戸市しあわせの村)	福祉局政策課	59

令和6年3月5日 神戸市公報第3849号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定納付受託者の所在地変更	企画調整局産学連携推進課	60
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(藤原台中町自治会他)	地域協働局地域活性課	61
告示	都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画地区計画)	都市局都市計画課	63
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画素案の縦覧及び意見書の提出(学園南地区地区計画)	都市局都市計画課	64
公告	都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画地区計画)	都市局都市計画課	66
公告	開発行為に関する工事の完了(北区山田町中字宮ノ片)	都市局都市計画課	67
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	68
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設事業兵庫地区復興土地地区画整理事業)	都市局用地活用推進課	69
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地地区画整理事業)	都市局工務課	70
公告	土地地区画整理法による設計の概要についての変更を表示する図書の写しの縦覧(神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地地区画整理事業)	都市局工務課	71
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	72
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	73
教育委員会	令和3年度に発生の神戸市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則	教育委員会事務局総務部総務課	74

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年8月規則第65号)
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 条例第4条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を喪失する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第2条第4号に<u>該当しなく</u> <u>なったこと</u>により資格者でなくなった場合 医療を受ける日の属する年度(医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合に</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 条例第4条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を喪失する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第2条第4号に<u>該当するに</u> <u>至ったこと</u>により資格者でなくなった場合 医療を受ける日の属する年度(医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合に</p>

っては、前年度)の7月1日(当該 日後に資格を取得していた場合に あっては、その資格を取得した日) (5)～(7) [略]	っては、前年度)の7月1日(当該 日後に資格を取得していた場合に あっては、その資格を取得した日) (5)～(7) [略]
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

神戸SDGs貢献基金条例施行規則をここに公布する。

令和6年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

神戸SDGs貢献基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸SDGs貢献基金条例（令和6年2月条例第19号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 神戸SDGs貢献基金（以下「基金」という。）は、企画調整局長が管理する。

2 企画調整局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、企画調整局長が行財政局長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(環境事業基金条例施行規則の廃止)

2 神戸市環境事業基金条例施行規則（平成2年3月規則第76号）は、廃止する。

神戸市告示第 610 号

令和6年第1回定例市会で令和6年2月21日議決された令和5年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和6年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

令和5年度神戸市一般会計補正予算

令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,894,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ959,677,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 地方交付税		79,664,000	9,242,450	88,906,450
	1 地方交付税	79,664,000	9,242,450	88,906,450
16 分担金及負担金		809,981	30,000	839,981
	1 負 担 金	809,721	30,000	839,721
17 使用料及手数料		14,115,125	3,700	14,118,825
	1 使 用 料	9,123,715	3,700	9,127,415
18 国庫支出金		216,898,006	16,067,975	232,965,981
	1 負 担 金	157,551,939	1,989,782	159,541,721
	2 補 助 金	58,671,456	14,073,777	72,745,233
	3 委 託 金	674,611	4,416	679,027
19 県支出金		60,892,602	1,195,382	62,087,984
	1 負 担 金	39,581,278	680,267	40,261,545
	2 補 助 金	18,601,833	515,115	19,116,948
21 寄 附 金		4,096,616	1,455,000	5,551,616
	1 寄 附 金	4,096,616	1,455,000	5,551,616
22 繰 入 金		27,856,395	1,095,866	28,952,261
	2 基金繰入金	26,823,472	1,095,866	27,919,338
23 繰 越 金		1	1,126,503	1,126,504
	1 繰 越 金	1	1,126,503	1,126,504
24 諸 収 入		46,523,647	128,327	46,651,974
	1 納 付 金	4,030,493	74,790	4,105,283
	2 措置費等受入	6,208,224	53,537	6,261,761
25 市 債		85,502,000	6,549,000	92,051,000
	1 市 債	85,502,000	6,549,000	92,051,000
歳 入 合 計		922,783,526	36,894,203	959,677,729

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		64,216,163	2,329,226	66,545,389
	1 総務費	45,334,352	134,591	45,468,943
	2 企画費	9,452,208	245,524	9,697,732
	3 徴税費	3,985,656	1,949,111	5,934,767
3 市民費		19,656,292	515,578	20,171,870
	1 市民費	17,824,075	450,000	18,274,075
	2 施設整備費	1,832,217	65,578	1,897,795
4 民生費		333,826,923	16,725,598	350,552,521
	1 民生総務費	58,175,111	11,427,320	69,602,431
	2 生活保護費	76,594,620	45,890	76,640,510
	3 こども家庭費	107,624,192	2,916,903	110,541,095
	4 障害者福祉費	71,665,265	2,223,479	73,888,744
	5 老人福祉費	8,942,869	112,006	9,054,875
5 衛生費		48,557,884	583,243	49,141,127
	1 衛生総務費	16,070,825	10,000	16,080,825
	2 公衆衛生費	30,655,880	402,858	31,058,738
	3 環境衛生費	1,831,179	170,385	2,001,564
6 環境費		21,726,329	1,076,511	22,802,840
	1 環境総務費	9,987,127	1,029,133	11,016,260
	4 環境施設整備費	2,526,413	47,378	2,573,791
7 商工費		8,578,249	217,550	8,795,799
	1 商工振興費	7,192,744	147,550	7,340,294
	2 貿易観光費	1,385,505	70,000	1,455,505
8 農政費		4,492,303	450,042	4,942,345
	2 農政総務費	1,949,924	98,500	2,048,424
	3 生産振興費	2,037,758	293,542	2,331,300
	4 農林土木費	337,091	58,000	395,091
9 土木費		50,431,023	2,965,315	53,396,338
	1 土木総務費	5,421,255	40,000	5,461,255
	2 道路橋梁費	2,521,471	142,370	2,663,841
	3 道路橋梁整備費	22,048,561	1,488,050	23,536,611
	4 公園緑地費	5,459,904	355,000	5,814,904
	5 公園緑地整備費	4,917,152	541,895	5,459,047
	6 河川砂防費	2,854,585	258,000	3,112,585
	7 海岸保全費	1,593,095	140,000	1,733,095
10 都市計画費		20,154,303	1,112,300	21,266,603
	1 都市計画総務費	16,460,597	1,112,300	17,572,897

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 住宅費		5,343,219	131,000	5,474,219
	1 住宅総務費	5,343,219	131,000	5,474,219
12 消防費		19,582,783	295,000	19,877,783
	1 消防費	19,582,783	295,000	19,877,783
13 教育費		123,518,800	7,143,526	130,662,326
	1 教育総務費	8,600,029	57,214	8,657,243
	2 教育振興費	1,426,493	192,824	1,619,317
	8 高等専門学校費	1,678,049	460,000	2,138,049
	10 外国語大学費	1,073,772	124,175	1,197,947
	13 学校建設費	12,564,368	6,309,313	18,873,681
15 諸支出金		199,575,764	3,349,314	202,925,078
	1 繰出金	191,358,409	81,433	191,439,842
	3 雑出	6,517,355	3,267,881	9,785,236
歳出合計		922,783,526	36,894,203	959,677,729

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後		
		事業名	金額	事業名	金額	
2 総務費	1 総務費	-	-	子育て支援PR	30,000	
		-	-	コンタクトセンター等 構築・運用業務	333,011	
		-	-	特殊詐欺対策	30,000	
		-	-	防犯カメラ増設	255,767	
		-	-	重要インフラへの サイバー攻撃対策	20,000	
		-	-	住民記録システム改修	105,813	
		本庁舎1号館改修	212,000	本庁舎1号館改修	511,432	
		-	-	本庁舎2号館再整備	86,574	
		-	-	庶務事務システム改修	7,975	
		2 企画費	-	-	神戸未来医療構想	524,866
			-	-	神戸臨床研究情報 センター改修	19,000
			-	-	文字認証基盤	5,925
			-	-	グループウェア再構築	141,524
			-	-	学生の生活・ 市内定着支援	150,000
行政調査	50,000		行政調査	144,129		
3 徴税費	-	-	課税システム改修等	849,111		
	4 財産管理費	-	-	公有財産管理保全等	237,000	
		8 庁舎建設費	区庁舎改修	220,000	区庁舎改修	233,304
3 市民費	1 市民費	-	-	地域福祉センター整備等	148,893	
		-	-	自然の家リニューアル	229,900	
		-	-	新北區文化センター等 整備	207,000	
		-	-	五色塚古墳整備	3,309	
		-	-	旧ハンター住宅耐震化	30,169	
		-	-	新北區図書館整備	104,400	
		-	-	新垂水図書館整備	748,275	
		2 施設整備費	文化施設改修	203,186	文化施設改修	492,219
			-	-	スポーツ施設改修	264,643
			-	-	小磯記念美術館改修	182,217
			-	-	図書館改修	67,578
			-	-	公民館改修	5,857
			-	-	-	-
		4 民生費	1 民生総務費	暮らし支援臨時金 特別給付金	4,982,500	暮らし支援臨時金 特別給付金
-	-			こども誰でも通園制度 試行実	9,570	
3 家庭費	-			-	防犯カメラ等設置	59,350
	-	-	-	-		

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後		
		事業名	金額	事業名	金額	
	4 7 障害者 福祉 民生 整備 施設 費	-	-	こべっこウエルカム プレゼン	47,000	
		-	-	次世代育成支援対策	28,881	
		-	-	保育所等 ICT 化 推進等事業	110,000	
		-	-	こども誰でも通園制度 試行実施	132,430	
		-	-	高校生等通学定期券補助	80,000	
		-	-	学童保育施設等整備	413,432	
		-	-	児童手当システム改修	63,900	
		-	-	防犯カメラ等設置	14,775	
		-	-	障害福祉施設整備	175,853	
		-	老人福祉施設整備	350,320	老人福祉施設整備	358,050
		-	民生施設整備	207,203	民生施設整備	511,637
		-	-	-	児童福祉施設整備等	424,975
		-	-	-	若葉学園改修	42,300
5 衛生費	2 公衆衛生費	-	-	新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保	106,055	
		-	-	保健所業務デジタル化	4,862	
	3 環境衛生費	-	-	新生児マスクリーニング 検査実証事業	21,000	
		-	-	1か月児健康診査 費用助成	21,100	
		-	-	斎場墓園整備	271,845	
-	-	-	健康科学研究所改修	41,455		
6 環境費	1 環境総務費	-	-	水素ステーション 整備費補助	50,000	
	4 環境施設 整備費	-	-	クリーンセンター等改修	56,849	
7 商工費	1 商工振興費	-	-	経営改善計画策定 促進事業	6,750	
		-	-	旧北野小学校改修	108,500	
		-	-	求職者等合同企業説明会	12,300	
		-	-	産業振興センター改修	110,057	
		-	-	高齢者等の就労機会 創出事業	100,000	
		-	-	ものづくり工場改修	19,800	
		-	-	ファッションマート改修	13,072	
	2 貿易観光費	-	-	有馬観光交流センター等 改修	19,283	
		-	-	老朽家屋・老朽看板対策	64,000	
		-	-	六甲山賑わい創出	42,000	
		-	-	観光周遊ヘリポート整備	6,000	
		-	-	摩耶ロッジ解体	119,000	
		-	-	-	-	-
8 農政費	2 農政総務費	-	-	六甲山牧場施設改修	2,400	

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
	3 生産振興費	-	-	地域計画の策定・推進	47,100
		-	-	漁港施設等の改修	43,542
		-	-	漁港施設機能強化	320,474
		-	-	マリンピア神戸の 魅力向上	30,000
	4 農林土木費	-	-	栽培漁業センター改修	4,000
		-	-	フルーツ・フラワーパーク 改修	108,020
		-	-	ため池調査計画	31,500
		-	-	ため池防災対策整備	70,000
9 土木費	1 土木総務費	-	-	車両買替	17,429
		-	-	防災安全対策	5,687
	2 道路橋梁費	-	-	道路橋梁	50,145
		-	-	街灯補修	248,370
	3 道路橋梁 整備費	道路改良	2,193,000	道路改良	4,295,600
		道路補修	60,000	道路補修	734,160
		橋梁整備	2,013,000	橋梁整備	2,953,400
	4 公園緑地費	-	-	広域幹線道路対策	716,000
		交通安全施設整備	379,500	交通安全施設整備	3,034,353
		-	-	公園管理	355,000
	5 公園緑地 整備費	-	-	有料公園等管理	6,500
		公園整備	1,349,137	公園整備	2,589,069
	6 河川砂防費	-	-	森林整備	271,863
		-	-	河川改修	832,050
治山砂防		410,000	治山砂防	1,032,400	
7 海岸保全費	海岸保全施設整備	728,516	海岸保全施設整備	868,516	
8 港湾防災費	神戸港高潮対策緊急事業	2,940,000	神戸港高潮対策緊急事業	3,120,000	
10 都市計画費	1 都市計画 総務費	都市再生推進	4,704,380	都市再生推進	4,845,380
		公共交通体系整備	386,965	公共交通体系整備	528,199
	4 街路事業費	街路築造	910,000	街路築造	1,332,000
11 住宅費	1 住宅総務費	住環境整備	118,661	住環境整備	173,661
		建築指導	39,745	建築指導	85,745
		-	-	空き家活用支援	83,000
12 消防費	1 消防費	-	-	消防団施設等整備	134,000
		-	-	執務環境整備	12,000
		-	-	灘消防署建替	25,000

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		-	-	ファシリティマネジメント	109,000
		-	-	待機室等改修	190,000
		-	-	航空機動隊不等沈下 対策工事	160,000
		-	-	業務車両更新	15,000
13 教 育 費	1 教育総務費	-	-	学校園システム機能改修	57,214
	2 教育振興費	-	-	休日部活動の地域連携・ 移行推進	13,250
		-	-	不登校支援	83,650
		-	-	小学校指導者用入 教科書等購入	33,112
	8 高等専門 学校費	-	-	高専施設整備	390,000
		-	-	地域協創テクノセンター (仮称)設計	70,000
	10 外国語 大学費	-	-	外国語大学施設整備	124,175
	11 社会教育費	-	-	動物園事業	103,600
	12 体育保健費	学校施設改修	117,953	学校施設改修	150,190
	13 学校建設費	-	-	小学校建設事業	1,039,079
		-	-	大規模・長寿命化改修	5,512,313
		-	-	バリアフリー改修	710,000
		-	-	教育施設等改修	212,000
		-	-	水道直圧化・設備改修	447,362
		-	-	安全対策	87,000
	14 教育施設 整備費	-	-	神出自然教育園整備	70,039
		-	-	総合教育センター改修	78,176

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
姉妹都市提携周年記念事業	—	—	令和5～6年度	7,000
コンタクトセンター等運用業務	—	—	令和5～11年度	1,871,000
防犯カメラ直営設置	—	—	令和5～8年度	892,000
マイナンバーカード交付円滑化	—	—	令和5～6年度	233,000
グループウェア再構築	—	—	令和5～10年度	51,000
令和6年度指定管理 (垂水図書館)	—	—	令和5～6年度	55,000
令和6年度指定管理 (北図書館)	—	—	令和5～6年度	43,000
令和6年度指定管理 (しあわせの村)	—	—	令和5～7年度	2,468,000
保育所等老朽改築	令和5～7年度	250,000	令和5～7年度	1,200,000

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健衛生施設整備事業	432,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	577,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
環境工場整備事業	1,371,000				1,406,000			
道路整備事業	12,848,000				13,296,000			
公園整備事業	2,162,000				2,377,000			
河川整備事業	1,821,000				1,997,000			
海岸保全事業	829,000				884,000			
街路事業	5,135,000				5,308,000			
学校教育施設整備事業	5,667,000				11,124,000			
社会教育施設整備事業	3,813,000				3,976,000			
危機管理対策事業	164,000				326,000			
商工施設等整備事業	1,447,000				1,464,000			
農政施設整備事業	150,000				152,000			
漁業施設整備事業	647,000				812,000			
農業基盤整備事業	129,000				149,000			
臨時財政対策債	19,892,000				19,208,000			

令和5年度神戸市食肉センター事業費補正予算

令和5年度神戸市食肉センター事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ979,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		443,037	10,000	453,037
	1 他会計繰入金	443,037	10,000	453,037
歳 入 合 計		969,485	10,000	979,485

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		848,807	10,000	858,807
	1 職員費	76,842	10,000	86,842
歳 出 合 計		969,485	10,000	979,485

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	3 施設整備費	換 気 設 備 改 修	5,000

令和5年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和5年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,639,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,326,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険収入		151,687,076	4,639,111	156,326,187
	1 国民健康保険料	27,928,314	67,000	27,995,314
	3 県支出金	107,121,519	2,149,054	109,270,573
	4 繰入金	16,228,379	698,041	16,926,420
	5 繰越金	1	1,725,016	1,725,017
歳 入 合 計		151,687,076	4,639,111	156,326,187

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険費		151,687,076	4,639,111	156,326,187
	2 保険給付費	104,324,219	2,149,054	106,473,273
	5 諸支出金	547,026	2,490,057	3,037,083
歳 出 合 計		151,687,076	4,639,111	156,326,187

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 国民健康保険費	1 事 務 費	国民健康保険システム改修	22,118

令和5年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和5年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運営費	駐車場設備補修	170,280

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
湊川公園駐車場補修工事	令和5～6年度	62,000

令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 市街地再開発事業費	1 市街地再開発事業費	新長田駅南地区復興市街地再開発	221,654	新長田駅南地区復興市街地再開発	371,654

令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,918,348千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 市営住宅管理事業 収入		18,653,416	10,000	18,663,416
	5 繰入金	319,670	10,000	329,670
歳 入 合 計		30,908,348	10,000	30,918,348

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 市営住宅管理事業 費		18,643,416	10,000	18,653,416
	1 市営住宅管理事業 費	9,829,759	10,000	9,839,759
歳 出 合 計		30,908,348	10,000	30,918,348

令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,288,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,448,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		27,049,398	1,960,543	29,009,941
	2 基金繰入金	2,336,640	1,960,543	4,297,183
6 繰越金		1	4,328,067	4,328,068
	1 繰越金	1	4,328,067	4,328,068
歳 入 合 計		156,159,962	6,288,610	162,448,572

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		51,306	4,328,067	4,379,373
	1 基金積立金	51,306	4,328,067	4,379,373
5 諸支出金		49,092	1,960,543	2,009,635
	1 諸支出金	49,092	1,960,543	2,009,635
歳 出 合 計		156,159,962	6,288,610	162,448,572

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 総務費	1 総務費	介護保険システム 改	990,525	介護保険システム 改	1,072,068

令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算

令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,148,311千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業収入		44,047,178	101,133	44,148,311
	1 後期高齢者医療保険料	20,668,484	50,000	20,718,484
	3 繰入金	22,899,268	51,133	22,950,401
歳 入 合 計		44,047,178	101,133	44,148,311

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業費		44,047,178	101,133	44,148,311
	2 納付金	43,697,147	101,133	43,798,280
歳 出 合 計		44,047,178	101,133	44,148,311

令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算

令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 空港整備事業費	1 空港整備事業費	神戸空港機能強化	6,510,566

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
神戸空港新ターミナル整備	令和5～6年度	6,000,000

令和5年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度神戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「13,936,244千円」を「13,936,644千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	20,626,385千円	1,843,176千円	22,469,561千円
第1項 企業債	11,198,000千円	840,000千円	12,038,000千円
第2項 国庫支出金	5,980,845千円	1,003,176千円	6,984,021千円
	支	出	
第1款 資本的支出	34,562,629千円	1,843,576千円	36,406,205千円
第1項 建設改良費	24,624,728千円	1,843,576千円	26,468,304千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「11,198,000千円」を「12,038,000千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
処理施設等整備	8,026,811	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料，職員手当等	9,870,387	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料，職員手当等
合計	24,624,728		26,468,304	

令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度神戸市港湾事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 港湾管理事業費	24,373,000千円	40,000千円	24,413,000千円
第1項 営業費用	22,400,148千円	40,000千円	22,440,148千円
第2款 港湾施設運営事業費	3,425,000千円	40,000千円	3,465,000千円
第1項 営業費用	3,038,209千円	40,000千円	3,078,209千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	42,805,103千円	2,709,000千円	45,514,103千円
第1項 企業債	10,885,500千円	1,285,000千円	12,170,500千円
第2項 他会計繰入金	12,755,642千円	214,000千円	12,969,642千円
第4項 国庫支出金	1,945,666千円	1,210,000千円	3,155,666千円
	支	出	
第1款 資本的支出	59,101,249千円	2,709,000千円	61,810,249千円
第1項 建設改良費	18,655,793千円	2,709,000千円	21,364,793千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「10,885,500千円」を「12,170,500千円」に改める。

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補 正 前		補 正 後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
港湾建設	3,190,832	新港西地区防波堤整備 ウォーターフロント地区 夜間景観整備 等	4,004,832	新港西地区防波堤整備 ウォーターフロント地区夜 間景観整備 等
港湾環境整備費	1,697,000	六甲アイランド緑地改修 ポートアイランド(第2 期)西緑地改修 等	3,383,000	六甲アイランド緑地改修 ポートアイランド(第2 期)西緑地改修 新港西地区緑地整備 等
港湾直轄事業費 負担金	5,196,000	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等	5,375,000	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
関連建設改良	654,982	建設改良部門職員の給料、職員手当 等	684,982	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
合 計	18,655,793		21,364,793	

令和5年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和5年度神戸市自動車事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 自動車事業収益	10,772,477千円	3,700千円	10,776,177千円
第2項 営業外収益	1,393,493千円	3,700千円	1,397,193千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「1,501,324千円」を「1,505,024千円」に改める。

令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 高速鉄道事業収益	25,941,615千円	6,600千円	25,948,215千円
第2項 営業外収益	4,475,092千円	6,600千円	4,481,692千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「6,542,873千円」を「6,549,473千円」に改める。

神戸市告示第611号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件（令和3年2月告示第801号及び令和3年4月告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
市民税・県民税税額決定納税通知書	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
市民税・県民税税額変更通知書	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
市民税・県民税税額通知書（配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
年金所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	税務事務専用市長の印	10	隸書	方9
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15

」

を

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税税額変更通知書	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税税額通知書（配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	税務事務専用市長の印	10	隸書	方9

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
---	------------	----	----	-----

」

に改める。

神戸市告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，道路の区域を次のように決定し，同条第2項の規定により，令和6年3月6日からその供用を開始する。

その関係図面は，神戸市建設局道路管理課に備え置いて，令和6年3月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	井吹台西町 111号線	神戸市西区井吹台西町7丁目17番 地先から 神戸市西区井吹台西町7丁目19番 地先まで	228.00	最大 21.90 最小 11.90
市道	井吹台西町 112号線	神戸市西区井吹台西町7丁目17番 地先から 神戸市西区井吹台西町7丁目15番 地先まで	352.70	最大 12.10 最小 6.40
市道	井吹台緑道 1号線	神戸市西区井吹台東町7丁目5番 1地先から 神戸市西区井吹台東町7丁目6番 2地先まで	69.00	最大 6.10 最小 6.00

神戸市告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年3月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年3月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西下木津線	神戸市西区見津が丘1丁目 48番地先から 神戸市西区見津が丘1丁目 28番地先まで	新	602.30	最大 22.00 最小 10.10
			旧	602.30	最大 10.30 最小 7.30

神戸市告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年3月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年3月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	長野線	神戸市北区長尾町上津字赤子背5303番地先から 神戸市北区長尾町上津字ド へノ5314番地先まで	新	304.20	最大 9.60 最小 4.10
			旧	304.20	最大 2.70 最小 1.60
		神戸市北区長尾町上津字ド へノ1984番地先から 神戸市北区長尾町上津字西 小谷ノ東5349番地先まで	新	432.00	最大 9.60 最小 4.10
			旧	432.00	最大 2.70 最小 1.60

神戸市告示第615号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
神戸国際医療連携クリニック	神戸市中央区加納町1丁目3番2号	令和5年11月1日
六甲道あさみお肌のクリニック	神戸市灘区日尾町3丁目2番2号	令和6年2月1日

神戸市告示第616号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
並木眼科	神戸市中央区港島中町3丁目1番2号	令和6年3月2日
森岡歯科口腔外科	神戸市東灘区田中町1丁目9番10号	令和6年2月2日

神戸市告示第617号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
吉川 健一（ハピネス治療院）	吉川 健一	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年3月1日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
村山 政勝（ハピネス治療院）	村山 政勝	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年2月1日
片山 大洋（ハピネス治療院）	片山 大洋	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年2月1日
柳田 晃（ハピネス治療院）	柳田 晃	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年3月1日
吉川 健一（ハピネス治療院）	吉川 健一	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年3月1日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
金田 徹平（神戸岡本鍼灸整骨院）	金田 徹平	神戸市東灘区岡本1丁目4番2号	令和6年1月13日

神戸市告示第618号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ケアーマイスターズ	(新)神戸市須磨区妙法寺字牛ノ子999番地39号 (旧)神戸市須磨区緑が丘2丁目7番18号	株式会社プリサイス	神戸市須磨区妙法寺字牛ノ子999番地39号	令和4年11月1日	訪問介護 訪問型サービス（独自）
よろこびケアライフサービス	(新)神戸市西区玉津町今津192番地1 (旧)神戸市西区池上4丁目5番17号	イー株式会社	神戸市西区井吹台西町5丁目6番地の4	令和5年10月1日	訪問介護
看護クラーク神戸	(新)神戸市兵庫区材木町1番10号 (旧)神戸市兵庫区御崎町1丁目3番7号	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和6年2月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

介護クラーク神戸	(新)神戸市兵庫 区材木町1番1 0号 (旧)神戸市兵庫 区御崎町1丁目 3番7号	株式会社シー ユーシー ・ホスピ ス	東京都港区 芝浦三丁目 1番1号	令和6 年2月 1日	訪問介護 訪問型サー ビス(独自)
----------	--	-----------------------------	------------------------	------------------	----------------------

神戸市告示第619号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
熊田 章利（熊田治療院）	熊田 章利	神戸市須磨区車字奥道谷920番4号	平成31年3月31日

神戸市告示第620号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2810101515	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	居宅介護
2810101515	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	重度訪問介護
2810101515	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	同行援護
2810501979	ケアステーションビゴップ	兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目4番18号 赤浦永沢ビル205号	合同会社Big Up	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘六丁目8番25号	令和5年12月1日	居宅介護

令和6年3月5日 神戸市公報第3849号

2810501979	ケアステーションビゴップ	兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目4番18号 赤浦永沢ビル205号	合同会社Big Up	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘六丁目8番25号	令和5年12月1日	重度訪問介護
2810501987	介護クラーク神戸	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目3-7 シルフィード・ドゥ・御崎504	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和5年12月1日	居宅介護
2810501987	介護クラーク神戸	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目3-7 シルフィード・ドゥ・御崎504	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和5年12月1日	重度訪問介護
2810602199	訪問介護サンフラワー	兵庫県神戸市長田区西代通3丁目12-7	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3丁目10-12	令和5年12月1日	居宅介護
2810602207	ケアサービス飛鳥長田神社前	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	株式会社Enjoy Create	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	令和5年12月1日	居宅介護
2810602207	ケアサービス飛鳥長田神社前	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	株式会社Enjoy Create	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	令和5年12月1日	重度訪問介護
2810801395	懸け橋	兵庫県神戸市垂水区桃山台4丁目8-8-103号	一般社団法人懸け橋	兵庫県神戸市垂水区桃山台4丁目8-8-A103号	令和5年12月1日	同行援護

令和6年3月5日 神戸市公報第3849号

2810801650	こぐまの丘	兵庫県神戸市垂水区西舞子8-1-1	一般社団法人こぐまの丘	兵庫県神戸市垂水区西舞子8-1-1	令和5年12月1日	行動援護
2810802039	マリーゴールドケアサービス	兵庫県神戸市垂水区高丸4丁目8-21	株式会社マリーゴールド	兵庫県神戸市垂水区神陵台7丁目3-10	令和5年12月1日	居宅介護
2810802039	マリーゴールドケアサービス	兵庫県神戸市垂水区高丸4丁目8-21	株式会社マリーゴールド	兵庫県神戸市垂水区神陵台7丁目3-10	令和5年12月1日	重度訪問介護
2815202292	ひまわり	兵庫県神戸市西区森友4丁目93-2 ハイツ森友201号室	特定非営利活動法人ソーシャルサポートセンターひょうご	兵庫県神戸市西区森友4丁目93-2	令和5年12月1日	居宅介護
2815202292	ひまわり	兵庫県神戸市西区森友4丁目93-2 ハイツ森友201号室	特定非営利活動法人ソーシャルサポートセンターひょうご	兵庫県神戸市西区森友4丁目93-2	令和5年12月1日	重度訪問介護
2810600664	セイコー介護支援サービス	兵庫県神戸市長田区長田町1丁目3-1-221 サンドール長田南館2F	社会福祉法人セイコー会	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番19号	令和5年12月1日	居宅介護
2810101523	COCOホーム ぷち住吉	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2丁目11-20	株式会社メタコミット	兵庫県神戸市中央区栄町通5丁目2-2-803	令和5年12月1日	短期入所

令和6年3月5日 神戸市公報第3849号

2810101531	NPO 法人フクロウの夢 就労継続支援B型カムイチカブ	兵庫県神戸市東灘区本庄町3-7-30	特定非営利活動法人フクロウの夢	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町4-8-23	令和5年12月1日	就労継続支援（B型）
2815001876	ハートフリーコンフォール	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3 筑紫が丘店舗A区画	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	生活介護
2815102138	リワークセンター神戸	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3-2 三共神戸ツインビル9階	株式会社R o d i n a	広島県広島市南区松原町2番62号	令和5年12月1日	就労定着支援
2815102450	スカイビー	兵庫県神戸市中央区磯上通4丁目1-14 三宮スカイビル12A号室	株式会社ビーナ	兵庫県尼崎市東難波町五丁目19番23号	令和5年12月1日	就労継続支援（A型）
2820600217	恵の光 細田	兵庫県神戸市長田区細田町3丁目1番20号-2	合同会社スターライト	兵庫県神戸市長田区細田町3丁目1番20号-2	令和5年12月1日	共同生活援助
2825200252	カノン	兵庫県神戸市西区天が岡679番地35	一般社団法人かなで	兵庫県神戸市西区宮下一丁目3番3号	令和5年12月1日	共同生活援助

神戸市告示第621号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830700171	発達障害等 小児専門 相談支援 ルオーロ	兵庫県神戸 市須磨区菊 池町2丁目 2-3	株式会社R UOLO	兵庫県神 戸市須磨 区前池町 二丁目2 番2号1 階	令和5年12 月1日	計画相談支 援

神戸市告示第622号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2815001728	ハートフリーコンフォール	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3筑紫が丘店舗A区画	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	生活介護
2815102310	ジョブリハ神戸	兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目11-1 センタープラザ西館 7階	株式会社ワイズキャリア	東京都港区赤坂一丁目11番44号	令和5年11月15日	就労移行支援（一般型）
2820600068	恵の光 細田	兵庫県神戸市長田区細田町3丁目1番20-2号	株式会社 acquire	兵庫県神戸市中央区二宮町1丁目3-2 三ノ宮東ハイツ408号	令和5年11月30日	共同生活援助
2825000272	R i n g	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町2丁目11番3号	株式会社やぶさん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町2丁目11番3号	令和5年11月30日	共同生活援助

令和6年3月5日 神戸市公報第3849号

2810101234	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	居宅介護
2810101234	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	重度訪問介護
2810101234	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	行動援護
2810101234	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	同行援護
2810601381	テレサケアサービス	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	一般社団法人マザーイズム福祉協会	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	令和5年11月30日	居宅介護
2810601381	テレサケアサービス	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	一般社団法人マザーイズム福祉協会	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	令和5年11月30日	重度訪問介護

神戸市告示第623号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100443	ひびき	兵庫県神戸市東灘区深江本町3丁目9-1 深江駅前ビル2F	ブリスパーニョつくし合同会社	福岡県北九州市小倉北区船場町2番6号オリエントキャピタルタワー3F (306)	令和5年12月1日	放課後等デイサービス
2850700119	児童発達支援・放課後等デイサービス レプタ	兵庫県神戸市須磨区前池町2丁目2番2号 MARUIビル1階	株式会社R UOLO	兵庫県神戸市須磨区前池町2丁目2番2号1階	令和5年12月1日	保育所等訪問支援
2850200250	障害児通所支援事業所 ぐんぐん	兵庫県神戸市灘区灘南通3丁目1-25 リバークレセント102号	株式会社おんげん	兵庫県神戸市灘区灘南通3丁目1番25-102号	令和5年12月1日	児童発達支援
2850200250	障害児通所支援事業所 ぐんぐん	兵庫県神戸市灘区灘南通3丁目1-25 リバークレセント102号	株式会社おんげん	兵庫県神戸市灘区灘南通3丁目1番25-102号	令和5年12月1日	放課後等デイサービス

令和6年3月5日 神戸市公報第3849号

2850800299	いるかくら ぶ神戸	兵庫県神戸 市垂水区王 居殿2丁目 11-9	株式会社リ トルスター K O B E	兵庫県神戸 市垂水区王 居殿2丁目 11-9	令和5年12 月1日	放課後等デ イサービス
2850600228	すくはぐ長 田	兵庫県神戸 市長田区西 丸山町2丁 目14-3	合同会社す くはぐ	兵庫県西脇 市小坂町74 番地	令和5年12 月1日	児童発達支 援
2850600228	すくはぐ長 田	兵庫県神戸 市長田区西 丸山町2丁 目14-3	合同会社す くはぐ	兵庫県西脇 市小坂町74 番地	令和5年12 月1日	放課後等デ イサービス

神戸市告示第624号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870700156	発達障害等 小児専門 相談支援 ルオーロ	兵庫県神戸 市須磨区菊 池町2丁目 2-3	株式会社R UOLO	兵庫県神戸 市須磨区前 池町二丁目 2番2号1 階	令和5年12 月1日	障害児相談 支援

神戸市告示第625号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2850800851	がじゅまる	兵庫県神戸市垂水区福田2丁目3-16 B 1 F	特定非営利活動法人 がじゅまる	兵庫県神戸市長田区若松町3丁目3番2号909号	令和5年12月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第626号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

代表理事 山本 泰生

3 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第627号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の所在地変更に係る届出があったので、同法同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の所在地
変更前：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
変更後：東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 変更日
令和6年1月16日

神戸市告示第628号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、藤原台中町自治会、西橋自治連合会、下北古自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月5日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	藤原台中町自治会	西橋自治連合会	下北古自治会
主たる事務所	神戸市北区藤原台中町3丁目6番7号	神戸市兵庫区西橋通1丁目3番11号	神戸市西区神出町宝勢1302番地
代表者の氏名	内田 輝	岩佐 好修	古川 賢
代表者の住所	神戸市北区藤原台中町6丁目3番2号	神戸市兵庫区西橋通2丁目1番3号110号室	神戸市西区神出町宝勢1302番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 藤原台中町自治会 令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	下地 孝幸	内田 輝
代表者の住所	神戸市北区藤原台中町3丁目2番11号	神戸市北区藤原台中町6丁目3番2号

(2) 西橋自治連合会 令和5年6月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小柳 博美	岩佐 好修
代表者の住所	神戸市兵庫区西橋通1丁目2番14号	神戸市兵庫区西橋通2丁目1番3号110号室

(3) 下北古自治会 令和4年1月23日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町宝勢1062番地	神戸市西区神出町宝勢935番地の2
代表者の氏名	大中 孝夫	中崎 和弘
代表者の住所	神戸市西区神出町宝勢1062番地	神戸市西区神出町宝勢935番地の2

令和6年1月14日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町宝勢935番地の2	神戸市西区神出町宝勢1302番地
代表者の氏名	中崎 和弘	古川 賢
代表者の住所	神戸市西区神出町宝勢935番地の2	神戸市西区神出町宝勢1302番地

神戸市告示第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称
北鈴蘭台駅西地区地区計画

神戸市公告

地区計画等の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」といいます。）を令和6年3月5日から同月19日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和6年3月5日から同月26日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和6年3月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 地区計画等の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画等の名称

学園南地区地区計画

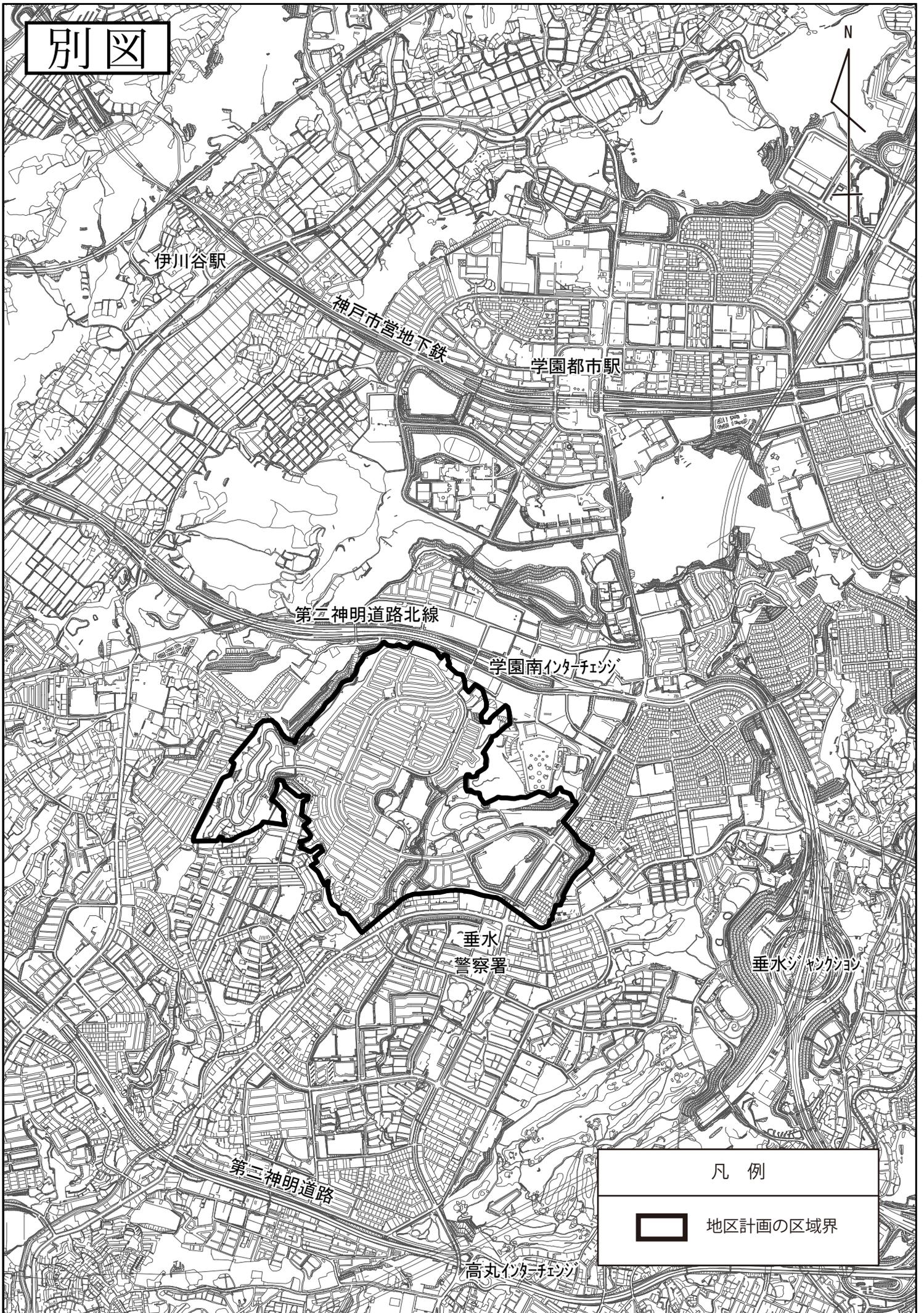
3 地区計画等の位置及び区域

神戸市垂水区舞多聞西1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目並びに舞多聞東1丁目、2丁目及び3丁目（別図のとおり）

4 素案の縦覧場所及び意見の提出場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階
神戸市都市局都市計画課

別図



神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称
北鈴蘭台駅西地区地区計画

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区山田町中字宮ノ片24番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市北区山田町下谷上字西畑2番地の1 サンリットⅡ101号
萩 昌宜
- 3 許可番号
令和4年7月21日 第8060号

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
平山 一哉
西宮市苦楽園五番町4番8号
- 2 代理者の氏名、住所及び連絡先
REO建築計画研究所 柴田 正規
神戸市灘区永手町5丁目8番16-401号
078-842-1810
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区中町通2丁目1番16号
 - (2) 敷地面積 約100平方メートル
 - (3) 建築面積 約77平方メートル
 - (4) 延べ面積 約457平方メートル
 - (5) 高さ 約25.3メートル
 - (6) 構造 鉄骨造
 - (7) 階数 地上7階
 - (8) 建物用途 事務所・店舗
- 4 縦覧の期間
令和6年2月27日から令和6年3月11日まで

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条第1項の規定に基づき決定した神戸国際港都建設事業兵庫地区復興土地区画整理事業の事業計画を変更したので、同法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
神戸国際港都建設事業兵庫地区復興土地区画整理事業
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 2 施行者の名称
神戸市長
- 3 事業計画の決定年月日
昭和22年10月28日
- 4 事業施行期間についての変更に係る事項
「昭和22年10月28日から令和6年3月31日まで」を「昭和22年10月28日から令和11年3月31日まで」に変更
- 5 変更の年月日
令和6年3月5日

神戸市公告

令和4年3月9日付けで決定のあった神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画を令和6年3月5日付けで変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により公告します。

令和6年3月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 8 項の規定により国土交通大臣から神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の設計の概要についての変更を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第 13 項において準用する同条第 10 項及び土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 1 条の 2 の規定により、当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧場所

神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号 三宮国際ビル 8 階
神戸市都市局工務課内

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

神戸市水道告示第32号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42205	K - a c t	神戸市灘区岸地通 4 - 1 - 4 - 302	兼 伸一郎	令和6年2月28日

神戸市水道告示第33号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年3月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42339	株式会社奥乃組	明石市硯町2丁目 5-1-108	木村 一美	令和6年2月29日
42340	株式会社本多組	神戸市長田区菅原通 1丁目73番地の1	本多 克臣	令和6年2月29日
42341	箕面瓦斯住宅 設備株式会社	大阪府箕面市今宮 1丁目5-7	井山 正仁	令和6年2月29日
42205	株式会社 K-a-c-t	神戸市灘区岸地通 4-1-4-302	兼 伸一郎	令和6年2月29日
42342	株式会社岡設備	大阪府大阪市西淀川区 姫島6丁目2番7号	岡 史郎	令和6年2月29日
42343	ジンテック	神戸市長田区一里山町 1番2号	安部 稔	令和6年2月29日

令和3年度に発生の子神戶市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則をここに公布する。

令和6年3月5日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第8号

令和3年度に発生の子神戶市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、令和3年度に発生の子神戶市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、令和3年度に発生の子神戶市立小学校児童不登校事案に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査及び第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第1項の調査及び同条第2項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務(以下「調査等」という。)を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3) 委嘱条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取

並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条第2項の報告書を提出した日